全 鍍 連 第 108 号 令和 7 年 10 月 30 日

お取引先様 各位

めっき製品に係るサプライチェーン全体の適正化についてのお願い

全国鍍金工業組合連合会 会長 山﨑 慎介

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より弊連合会組合員に対しまして格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。心より厚く御礼申し上げます。

令和7年10月28日付で、「サプライチェーン全体での支払の適正化」について、経済産業省中小企業庁と公正取引委員会事務総局との連名にて、別添のとおり要請文が発出されました。

令和8年1月1日に中小受託取引適正化法(以下「取適法」といいます。)が施行されます。取適法では、施行日以降に発注される製造委託等に係る代金の支払いについて、手形払いを禁止するとともに、電子記録債権や一括決済方式といったその他の支払手段についても支払期日までに代金に相当する金銭(手数料等を含む満額)を得ることが困難なものを禁止しています。

取適法の施行に伴い、製造委託等代金を支払う事業者が、そのサイトを円滑に 短縮するためには、自らが受け取る代金のサイトが短縮されることはもとより、 その川上の事業者も含めたサプライチェーン全体でサイトが短縮されることが重 要となります。

そのため、取適法の対象とならない取引も含め、サプライチェーン全体でのサ

イト短縮の取組や、サイトの短縮に取り組む事業者の資金繰りへの影響にも配慮 する必要があります。

お取引先の皆様におかれましては、弊連合会組合員企業各社の直面している窮状を何卒ご理解いただき、令和7年4月24日付の「めっき製品に係る価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組についてのお願い」に引き続き、今後とも継続して安定しためっき製品の供給が維持できますよう、経営者・代表者、調達担当の幹部の方から、現場の調達担当の方々まで、下記のとおり、周知・要請について徹底いただき、サプライチェーン全体での支払いの適正化についての取組を推進すべく、特段の御配慮を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

記

- 1. 令和8年1月1日から取適法が施行され、同日以後の発注に係る製造委託等代金の支払に手形を交付することが禁止されること。また、電子記録債権や一括決済方式等の現金以外の支払手段についても、物品等の受領から起算して60日以内に定められる代金の支払期日までに当該代金の満額に相当する金銭を受領することができない場合は、その使用が禁止されること(例えば、物品等の受領日から起算して60日を超える満期を設定した電子記録債権又は一括決済方式を使用する支払は、原則として禁止される。)。
- 2. 取適法対象外の取引についても、サイトを製造委託等に係る物品等の受領日から起算して60日以内に短縮する、代金の支払をできる限り現金によるものとする等、サプライチェーン全体での支払の適正化に努めること。とりわけ、建設工事、大型機器の製造など発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、発注者は支払の適正化とともに、前払比率、期中払比率をできる限り高めるなど支払条件の改善に努めること。

敬具

20251024中庁第1号 公 取 企 第 4 0 5 号 令和7年10月28日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業省 中小企業庁 事業環境部長 坂本 里和 (公印省略) 公正取引委員会事務総局 官房審議官 向井 康二 (公印省略)

サプライチェーン全体での支払の適正化について

物価上昇に負けない賃上げの原資を確保できるようにするため、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる取引環境の整備が重要であることから、令和7年5月16日に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、同月23日に公布されました。この改正法は、令和8年1月1日に施行され、下請代金支払遅延等防止法は、中小受託取引適正化法(以下「取適法」といいます。)となります。

取適法では、令和8年1月1日以降に発注される製造委託等に係る代金の支払について、手形払を禁止するとともに、電子記録債権や一括決済方式といったその他の支払手段についても支払期日までに代金に相当する金銭(手数料等を含む満額)を得ることが困難なものを禁止しています。

取適法の施行に伴い、製造委託等代金を支払う事業者が、そのサイトを円滑に短縮するためには、自らが受け取る代金のサイトが短縮されることはもとより、その川上の事業者も含めたサプライチェーン全体でサイトが短縮されることが重要となります。

そのため、取適法の対象とならない取引も含め、サプライチェーン全体でのサイト短縮の取組や、サイトの短縮に取り組む事業者の資金繰りへの影響にも配慮する必要があります。

貴団体におかれましては、これらの取組を推進するため、傘下会員に対し、 下記を周知・要請いただくよう、御協力をお願いいたします。

記

【サプライチェーン全体での支払の適正化について】 支払の適正化を図るため、傘下会員に対し、以下を周知・要請する。

- 1. 令和8年1月1日から取適法が施行され、同日以後の発注に係る製造委託 等代金の支払に手形を交付することが禁止されること。また、電子記録債権 や一括決済方式等の現金以外の支払手段についても、物品等の受領から起算 して60日以内に定められる代金の支払期日までに当該代金の満額に相当する 金銭を受領することができない場合は、その使用が禁止されること(例えば、 物品等の受領日から起算して60日を超える満期を設定した電子記録債権又は 一括決済方式を使用する支払は、原則として禁止される。)。
- 2. 取適法対象外の取引についても、サイトを製造委託等に係る物品等の受領 日から起算して60日以内に短縮する、代金の支払をできる限り現金によるも のとする等、サプライチェーン全体での支払の適正化に努めること。とりわ け、建設工事、大型機器の製造など発注から納品までの期間が長期にわたる 取引においては、発注者は支払の適正化とともに、前払比率、期中払比率を できる限り高めるなど支払条件の改善に努めること。

以上